



神奈川県

令和7年4月1日から

神奈川県では盛土規制法に基づく規制を開始します

「宅地造成等規制法」が改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が令和5年5月26日に施行されました。危険な盛土等による災害から人命を守るため、神奈川県では令和7年4月1日に県所管全域(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く29市町村)を盛土規制法の規制区域に指定し、盛土規制法に基づく規制を開始します。



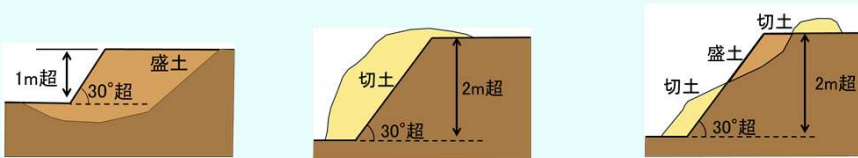
宅地造成等工事規制区域 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域 宅地造成等工事規制区域以外で、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

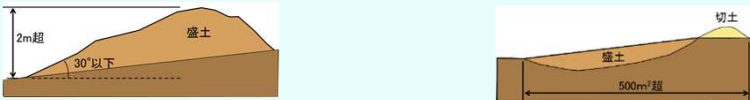
許可が必要となる盛土等の規模

【土地の形質の変更(盛土・切土)】

- ①高さが1m超の崖を生ずる盛土
- ②高さが2m超の崖を生ずる切土
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)

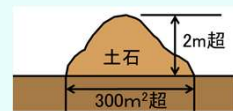


- ④高さが2m超となる盛土(①、③を除く)
- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①~④を除く)

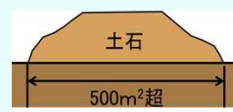


【土石の堆積】

- ①最大時に堆積する高さが2mかつ面積が300㎡超となるもの

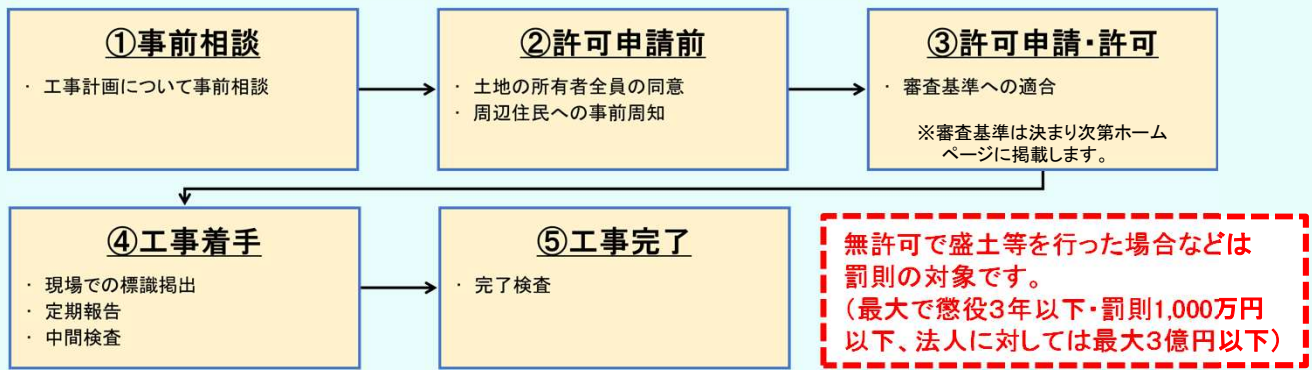


- ②最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの



県所管域では宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の規制対象規模は同じです。※宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例を制定し規制を強化しています。

事前相談から工事完了までの一般的な流れ



規制開始時点で施工中の盛土等の届出

令和7年3月31日以前に「着手」され、令和7年4月1日以降も以下の盛土等を行う場合については、**規制開始日から21日以内(令和7年4月22日まで)に届出が必要です。**
(届出対象となる盛土等については表面参照)

- 例) 土地(森林・農地を含む)を造成するための盛土・切土
- 例) 土石の堆積(一時的な堆積)
- 例) 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成

※「着手」とは、工事現場において最初に行われる根切工事等の土地の形質変更や土石の堆積を言います。資材の搬入や契約の締結ではありません。
※他法令で許可を受けた盛土等も届出が必要です。

その他

- 規制開始後に都市計画法の開発許可を受けた盛土等について(開発許可によるみなし許可)
 - ・**現場での標識掲出、定期報告、中間検査などの手続きが必要**です。
- 規制開始前に他法令の許可を受けていた盛土等について
 - ・規制開始前に都市計画法の開発許可や土砂条例等の許可を受けた工事であっても、規制開始後に未着手または変更を行うものは、**盛土規制法の許可が必要**な場合があります。

ホームページのご案内

最新の情報は**砂防課ホームページ**でお知らせしますのでご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/morido/moridounyou.html>

国土交通省関係ページ

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>



【県砂防課HP】



【国交省HP】

許可申請等の受付窓口は砂防課ホームページでお知らせしています。

| | | |
|-----------------------|------------------------------|--------------|
| 盛土規制法の届出・各種申請・許認可について | 県土整備局 河川下水道部 砂防課 厚木南駐在事務所 | 046-223-1711 |
| 問合せ先 盛土規制法・県土砂条例について | 県土整備局 河川下水道部 砂防課 | 045-210-6505 |
| 開発許可によるみなし許可について | 県土整備局 建築住宅部 建築指導課 | 045-210-6248 |